○厚生労働省令第五十一号

医療法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四十六号）の施行に伴い、並びに歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条並びに歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第二条第五号及び第八条の規定に基づき、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項及び第二項中「第一条」を「第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第二号中「第四条の二第二項」を「第四条第二項」に改め、同項第三号中「視覚又は」を「視覚若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

第二条中「歯科技工士名簿」の下に「（以下「名簿」という。）」を加え、同条第二号中「免許証」を「歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）若しくは歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」に改める。

第三条第一項中「第三条第二項」の下に「（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条を削る。

第四条の二の見出し中「免許証」を「免許証及び免許証明書」に改め、同条第一項中「申請書」の下に「及び令第七条の二の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の免許証明書の書換え交付の申請書」を加え、同条第二項中「申請書には、」の下に「免許証又は免許証明書及び」を加え、同条を第四条とする。

第四条の三の見出し中「免許証」を「免許証及び免許証明書」に改め、同条第一項中「申請書」の下に「及び令第七条の二の規定により読み替えて適用する令第六条第二項の免許証明書の再交付の申請書」を加え、「様式第二号の二」を「様式第二号」に改め、同条第三項中「第六条第三項」の下に「（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条を第四条の二とする。

第四条の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第九条の二第一項に規定する指定登録機関が歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務を行う場合にあつては、この限りでない。

第四条の四を第四条の三とする。

第六条中「都道府県知事が」を「、官報で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（受験資格の認定申請）

第六条の二　法第十四条第四号の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書面その他の必要な書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条第一項中「添えて」の下に「厚生労働大臣に」を加え、同条第三号中「外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許」を「同号に規定する厚生労働大臣の認定」に改める。

第九条を次のように改める。

（合格証書）

第九条　厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

第十条を次のように改める。

（合格証明書の交付及び手数料）

第十条　試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2　前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。

第十一を次のように改める。

（手数料の納入方法）

第十一条　第七条第一項又は前条第一項の出願又は申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（規定の適用等）

第十二条　法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第七条第一項、第九条及び第十条の規定の適用については、第七条第一項中「厚生労働大臣に」とあるのは「法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（第九条及び第十条において「指定試験機関」という。）に」と、第九条及び第十条中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用する第十条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3　第一項に規定する場合においては、第十一条の規定は適用しない。

様式第一号中「厚生労働大臣　殿」を「厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿」に改め、同様式（注意）6を次のように改める。

6　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。（領収証書は、裏面にはること。）

様式第一号（注意）中7を8とし、6の次に次のように加える。

7　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続きにより手数料を納付すること。

様式第一号の二中「第四条の二第二項」を「第四条第二項」に改め、「免許証」の下に「（免許証明書）」を加え、「厚生労働大臣　殿」を「厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿」に改め、同様式（注意）6を次のように改める。

6　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。（領収証書は、裏面にはること。）

様式第一号の二（注意）に次のように加える。

7　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続きにより手数料を納付すること。

様式第二号を削る。

様式第二号の二中「第四条の二第二項」を「第四条第二項」に改め、「免許証」の下に「（免許証明書）」を加え、「厚生労働大臣　殿」を「厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿」に改め、同様式（注意）中6を7とし、5の次に次のように加える。

6　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続きにより手数料を納付し、収入印紙をはらないこと。

様式第二号の二を様式第二号とする。